

地方公共団体のメリット	企業のメリット
・企業版ふるさと納税に係る寄付を受け取り、その資金で人件費をまかなうことにより、実質的に人件費を負担することなく人材を確保できる ・専門的知識・経験豊富な人材の受け入れが可能	・事業費（人件費を含む）への寄付により、寄付額の最大 9 割の税額が軽減される ・企業のノウハウ活用による地域貢献がしやすくなり、人材育成の場としても活用可能

Q1. 企業版ふるさと納税の流れと申告にあたって気を付けるべき点を教えてください。

- A** 活用の流れとしては、国から認定を受けた地方公共団体（内閣官房・内閣府総合サイトなどに掲載）へ寄付申出書を提出し、寄付をした後当該地方公共団体から受領書等の書類を受領します。
- 申告にあたっては、実際に寄付をした事業年度の法人税及び地方税の**申告書に受領した書類を添付**し、かつ「当該寄付金が特定寄付金（企業版ふるさと納税）に該当することを証する書類」の**保存**が必要となります。さらに、地方税については、申告する**すべての自治体**に対して上記の**書類の写し**を提出する必要があります。

Q2. 寄付先の対象外となる地方公共団体について詳細を教えてください。

- A** **本社が所在**する地方公共団体への寄付は対象外となります。本社が所在する地方公共団体とは、地方税における「主たる事務所又は事業所が所在する地方公共団体」を指します。
- 自治体自体が市町村である場合には、**同市町村**に企業の本社が所在する場合には、**対象外**となりますが、**異なる市町村**に企業の本社が所在する場合には、**対象**となります。

Q3. 寄付の代償として個人版ふるさと納税のように返礼品などを頂く事がありますか。

- A** 原則、寄付を行うことの代償として経済的な利益の供与を受けることは禁止されています。経済的な利益の供与を受けた場合、企業版ふるさと納税の対象となる寄付に該当しないおそれがあります。下記経済的な利益の供与を受けているとされる場合とそうでない場合を記載しております。

経済的な利益の供与を受けているとされる行為	経済的な利益の供与を受けていないとされる行為
・寄付の代償として補助金の交付を受けること ・自社商品、サービスなどを合理的な理由なく市場価格よりも低い価格で譲渡することなど	・感謝状その他これに類するものを受贈すること ・創生寄附活用事業により整備された施設等に企業名が記された銘板等が設置されることなど

Q4. 30万円寄付を行うとどのような計算で税額が軽減されますか。

- A** 法人税の所得金額 5,000 万円とした場合、以下の計算により寄付金 30 万円のうち **27 万円（9 割）**の税額負担の軽減が可能になります。
- ① 損金算入されることによる税額軽減 → **寄付金 30 万円 × 実効税率 30% = 9 万円の税負担を軽減**
 - ② 法人住民税の税額控除 → **12 万円控除**
 - ・住民税額 → 所得金額 5,000 万円 × 1.6%（標準税率を前提）= 80 万円
 - ・上限 80 万円 × 20% = 16 万円 > 30 万円（寄付金）× 40% = 12 万円
 - ③ 法人事業税の税額控除 → **6 万円控除**
 - ・事業税額 → 所得金額 5,000 万円 × 7%（標準税率を前提）= 350 万円
 - ・上限 350 万円 × 20% = 70 万円 > 30 万円（寄付金）× 20% = 6 万円

Q5. 人材派遣型の企業版ふるさと納税について派遣する人材の要件はありますか。

- A** 寄付があった年度と同一の年度に、企業の人材が地方公共団体の職員として任用又は採用されるなどの要件があります。しかし、創生寄附活用事業とは無関係な業務に専ら従事する場合は人材派遣型には該当しません。さらに、地方公共団体の職員として任用する場合には、任期付職員等、地方公務員法等に基づいて任用することが想定されています。また、対象となる人件費とは、一般的な人件費と同様に給与相当額、通勤手当などをいいます。

ア ク タ ス 税 理 士 法 人



【赤坂事務所】 東京都港区赤坂4-2-6住友不動産新赤坂ビル2F TEL:03-3224-8888
【立川事務所】 東京都立川市曙町2-34-13 オリニック第3ビル5F TEL:042-548-8001
【大阪事務所】 大阪市西区江戸堀1-5-16 JMFビル肥後橋01 9F TEL:06-6676-8172
【長野事務所】 長野県飯田市松尾上溝2700-1 MATOビル2F TEL:0265-59-8070
<https://www.actus.co.jp> info@actus.co.jp

アクタス
ウェビナー

